

## 和歌山県肝炎コーディネーター登録要領

### (目的)

第1 この要領は、平成29年4月25日付け健発0425第4号厚生労働省健康局長発「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」の基本的な考え方や目的等に基づき、医療機関や行政機関等において、肝炎対策を推進するために設置する和歌山県肝炎コーディネーターについて、必要な事項を定める。

### (基本的な役割)

第2 和歌山県肝炎コーディネーターは、次に掲げる事項を基本的な役割とする。

- (1) 県民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査の受検を促すこと
- (2) 肝炎ウイルス検査で陽性となった者（以下「陽性者」という。）が速やかに肝疾患に関する専門医療機関等を受診するよう促すこと
- (3) 肝炎患者に対し、適切な医療を継続して受けるよう促すこと
- (4) 前号に掲げるもののほか、行政や医療機関等が陽性者や肝炎患者等の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等のフォローアップを行うこと

### (活動内容)

第3 和歌山県肝炎コーディネーターの主な活動内容は、各機関に応じてそれぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 和歌山県内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関その他の医療機関
  - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供を行うこと
  - イ 陽性者を精密検査へ誘導すること
  - ウ 陽性者や肝炎患者、その家族に対する相談助言及び支援制度などを案内すること
  - エ その他、要領第2の役割を果たすために必要な活動を行うこと
- (2) 和歌山県内の保健所（支所）又は市町村の肝炎対策担当部署
  - ア 県民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査の受検を促すこと
  - イ 陽性者の精密検査や治療の受診勧奨を行うこと
  - ウ 陽性者や肝炎患者、その家族に対する相談助言及び支援制度などを案内すること
  - エ その他、要領第2の役割を果たすために必要な活動を行うこと
- (3) (1) 及び (2) の機関以外の機関
  - ア 県民や関係者への普及啓発を行うこと
  - イ アのほか、要領第2に掲げる役割を果たすために必要な活動を行うこと

### (認定等)

第4 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を和歌山県肝炎コーディネーターとして認定するものとする。

- (1) 県が実施する和歌山県肝炎コーディネーター養成研修を受講した者
- (2) コーディネーター間で共有する要領第8第1項の和歌山県肝炎コーディネーター認定者名簿（以下「認定者名簿」という。）への登録に同意した者

2 知事は、前項の規定による認定を行ったときは、別紙様式1に基づく和歌山県肝炎コーディネーター認定証を交付し、認定期間中は認定者名簿に登録するものとする。

### (認定期間)

第5 和歌山県肝炎コーディネーターの認定期間は認定を受けた日の属する年度の翌々年度末までとする。

なお、認定期間を終了する年度に県が実施する要領第4第1項第1号の和歌山県肝炎コーディネ

ネーター養成研修を受講した場合は、認定期間を翌々年度末まで延長することができる。

(遵守事項)

第6 和歌山県肝炎コーディネーターは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) その活動を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。コーディネーターの認定期間を経過した後も同様とする。

(2) 知事から活動内容について報告を求められた場合には、その求めに応じて報告すること  
(認定の取消し等)

第7 知事は、和歌山県肝炎コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、要領第4第1項の規定による認定を取消し、同第2項の認定者名簿から抹消する。

(1) 和歌山県肝炎コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(2) 疾病その他の理由により和歌山県肝炎コーディネーターとして活動することが困難になったとき

(認定者名簿)

第8 知事は、別紙様式2に基づく情報により、別紙様式3の認定者名簿を作成し、和歌山県肝炎コーディネーターに送付する。

なお、認定者名簿に登録した和歌山県肝炎コーディネーターの人数は、本人の同意に基づき、和歌山県公式ウェブサイトにおいて、所属機関ごとに公表するものとする。

(変更)

第9 和歌山県肝炎コーディネーターは、認定期間中に要領第8の認定者名簿の登録内容に変更があった場合、別紙様式4により変更届を知事へ提出するものとする。

(辞退)

第10 和歌山県肝炎コーディネーターは、認定期間中に要領第8の認定者名簿の登録辞退を希望する場合は、別紙様式5により辞退届及び別紙様式1の和歌山県肝炎コーディネーター認定証を知事へ提出するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、和歌山県肝炎コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は平成29年12月11日から施行する。

附則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和4年12月17日から施行する。

## 和歌山県肝炎コーディネーター認定証

氏 名	
生 年 月 日	
登 録 番 号	第 号
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
初回登録年度	年度
更 新 回 数	回目 ・ 初回

上記の者を、和歌山県肝炎コーディネーター登録要領第4第1項に規定する和歌山県肝炎コーディネーターとして認定します。

年 月 日

和歌山県知事

別紙様式 2

## 同 意 書

私は、和歌山県肝炎コーディネーター登録要領第 8 に規定するコーディネーター間で共有する認定者名簿への登録に同意します。

年 月 日

和歌山県知事 様

ふりがな				生 年 月 日
氏 名				年 月 日
住 所	(〒      —      )			
ふりがな				職 種
所属機関 名 称				
所属機関 住 所	(〒      —      )			
連絡先	電話番号		E-mail	

(注) 和歌山県肝炎コーディネーター登録要領第 8 第の認定者名簿に記載する項目は以下のとおりです。

氏 名	所属機関名	市町村名 (所属機関所在地)	職種	連絡先		登録年度 (更新回数)
				TEL		
				E-mail		



# 変 更 届

和歌山県知事 様

年 月 日

私は、和歌山県肝炎コーディネーター登録要領第9の規定に基づき、和歌山県コーディネーター認定者名簿の登録内容について、下記のとおり変更しますので届け出ます。

## 記

1 登録者氏名

2 変更が生じた日

3 変更事項

(変更前)

(変更後)

# 辞 退 届

和歌山県知事 様

年 月 日

私は、和歌山県肝炎コーディネーター登録要領第10の規定に基づき、和歌山県コーディネーター認定者名簿の登録を、下記のとおり辞退しますので届け出ます。

## 記

- 1 登録者氏名
- 2 辞退年月日

